

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2021年6月1日時点
~2021年5月31日	2021年6月1日~	

<p>目次</p> <p>第1章~第3章 総則</p> <p>第4章 契約 第1節~第3節 (略)</p> <p>第4節 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第44条~第45条 (略)</p> <p>(第6種契約申込みの方法)</p> <p>第46条 共通編第9条 (I P通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、第6種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法により第6種契約の申込みを行っていただきます。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 料金表第1表に規定するカテゴリ3のタイプ5 (コース4に係るものに限りま す。)に係る第6種契約の申込みの場合は、契約者カードの数</p> <p>(6) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(第6種契約申込みの承諾)</p> <p>第47条 当社は、共通編第10条 (I P通信網契約申込の承諾) 第2項のほか、次に掲げる場合には、その第6種契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 料金表第1表に規定するカテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ5、タイプ6又はタイプ7に係る第6種契約の申込みをした者が、法人 (法人に相当すると当社が認めるものを含みます。) でないとき。</p> <p>(2) 第6種オープンコンピュータ通信網サービス (カテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ5、タイプ6又はタイプ7に係るものに限りま</p>	<p>目次</p> <p>第1章~第3章 総則</p> <p>第4章 契約 第1節~第3節 (略)</p> <p>第4節 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第44条~第45条 (略)</p> <p>(第6種契約申込みの方法)</p> <p>第46条 共通編第9条 (I P通信網契約申込みの方法) に規定する契約申込みの方法として、第6種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定した方法により第6種契約の申込みを行っていただきます。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 削除</p> <p>(6) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(第6種契約申込みの承諾)</p> <p>第47条 当社は、共通編第10条 (I P通信網契約申込の承諾) 第2項のほか、次に掲げる場合には、その第6種契約の申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 料金表第1表に規定するカテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ6又はタイプ7に係る第6種契約の申込みをした者が、法人 (法人に相当すると当社が認めるものを含みます。) でないとき。</p> <p>(2) 第6種オープンコンピュータ通信網サービス (カテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ6又はタイプ7に係るものに限りま</p>
---	--

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2021年6月1日時点
～2021年5月31日	2021年6月1日～	
<p>(最低利用期間)</p> <p>第48条 共通編第11条(最低利用期間)に規定する最低利用期間として、第6種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。</p> <p>2 前項の最低利用期間は、次のとおりとします。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 料金表第1表に規定する第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ5、タイプ6(テレワークコースを除きます。)又はタイプ7の場合最低利用期間を設定しません。</p> <p>3 (略)</p> <p>第49条～第52条 (略)</p> <p><u>(契約者カードに係る利用の開始等)</u></p> <p>第52条の2 第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリ3のタイプ5(コース4に係るものに限ります。))に係る者に限ります。)は、契約者カードごとに契約者カードの利用の開始又は終了の請求をすることができます。</p> <p><u>2 前項の請求があったときは、当社は、共通編第10条(I P通信網契約申込みの承諾)及び第47条(第6種契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。</u></p> <p>第53条～第57条 (略)</p> <p>(第6種契約に基づく権利の譲渡)</p> <p>第58条 当社は、共通編第13条(I P通信網契約に基づく権利の譲渡)第2項の規定により第6種利用権(第6種契約者が第6種契約に基づいて第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほか次の場合を除いて、これを承認します。</p> <p>(1) 第6種利用権(カテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ5、タイプ6又はタイプ7に係るものに限ります。)を譲り受けようとする者が、法人(法人に相当すると当社が認めるものを含みます。)でないとき。</p>	<p>(最低利用期間)</p> <p>第48条 共通編第11条(最低利用期間)に規定する最低利用期間として、第6種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。</p> <p>2 前項の最低利用期間は、次のとおりとします。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 料金表第1表に規定する第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ6(テレワークコースを除きます。)又はタイプ7の場合最低利用期間を設定しません。</p> <p>3 (略)</p> <p>第49条～第52条 (略)</p> <p>第52条の2 削除</p> <p>第53条～第57条 (略)</p> <p>(第6種契約に基づく権利の譲渡)</p> <p>第58条 当社は、共通編第13条(I P通信網契約に基づく権利の譲渡)第2項の規定により第6種利用権(第6種契約者が第6種契約に基づいて第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項のほか次の場合を除いて、これを承認します。</p> <p>(1) 第6種利用権(カテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ6又はタイプ7に係るものに限ります。)を譲り受けようとする者が、法人(法人に相当すると当社が認めるものを含みます。)でないとき。</p>	

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2021年6月1日時点			
～2021年5月31日		2021年6月1日～			
<p>(2) 利用権を譲り受けようとする者に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ5、タイプ6又はタイプ7に係るものに限ります。)の利用目的が、その第6種オープンコンピュータ通信網サービスを利用した電気通信サービスの提供の場合であって、法人以外の者への提供であるとき。</p> <p>第58条の2～第59条 (略) 第5節～第6節 (略) 第5章～第6章 (略)</p> <p>第7章 通信</p> <p>(通信利用の制限等)</p> <p>第87条 (略)</p> <p>2 当社は、モバイルアクセスを利用して行う通信(料金表第1表(料金)に規定する第6種契約に係るカテゴリ3のタイプ5(コース4に限ります。)を除きます。)のトラフィック量が当社所定の基準を超過する場合であって、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、そのモバイルアクセスに係るI P通信網サービスの利用を制限することがあります。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第88条 (略) 第8章～第10章 (略)</p> <p>別記 1～4 (略)</p> <p>5 オープンコンピュータ通信網サービスに係る回線制御装置の提供等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 回線制御装置の提供の請求を行うことができるI P通信網契約者は、料金表第3表に規定する回線制御装置の種別ごとに、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>I P通信網契約者</td> </tr> </table>	種別	I P通信網契約者	<p>(2) 利用権を譲り受けようとする者に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ6又はタイプ7に係るものに限ります。)の利用目的が、その第6種オープンコンピュータ通信網サービスを利用した電気通信サービスの提供の場合であって、法人以外の者への提供であるとき。</p> <p>第58条の2～第59条 (略) 第5節～第6節 (略) 第5章～第6章 (略)</p> <p>第7章 通信</p> <p>(通信利用の制限等)</p> <p>第87条 (略)</p> <p>2 当社は、モバイルアクセスを利用して行う通信のトラフィック量が当社所定の基準を超過する場合であって、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、そのモバイルアクセスに係るI P通信網サービスの利用を制限することがあります。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第88条 (略) 第8章～第10章 (略)</p> <p>別記 1～4 (略)</p> <p>5 オープンコンピュータ通信網サービスに係る回線制御装置の提供等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 回線制御装置の提供の請求を行うことができるI P通信網契約者は、料金表第3表に規定する回線制御装置の種別ごとに、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>I P通信網契約者</td> </tr> </table>	種別	I P通信網契約者
種別	I P通信網契約者				
種別	I P通信網契約者				

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年6月1日時点

～2021年5月31日

2021年6月1日～

V P N型	ア 第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー1(タイプ2のプラン2、 タイプ5 又はタイプ6に係るもの)に限ります。)に係る者、カテゴリー3(タイプ5 、タイプ6又はタイプ7に係るもの)に限ります。)に係る者、カテゴリー8に係る者及びカテゴリー9に係る者を除きます。)
	イ (略) ウ (略)
U T M型	ア 第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー1(タイプ2、 タイプ5 又はタイプ6に係るもの)に限ります。)に係る者、カテゴリー2(タイプ2に係るもの)に限ります。)に係る者及びカテゴリー3(タイプ2、 タイプ5 、タイプ6又はタイプ7に係るもの)に限ります。)に係る者を除きます。)
	イ (略)
B Bルーター型	(略)
I P o Eルーター型	(略)

(3)～(17) (略)

5の2～8 (略)

9 契約者カードの貸与

(1) 当社は、第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー1又はカテゴリー3の[タイプ5](#)、タイプ6又はタイプ7に係る者)に限ります。以下9において同じとします。)又は第7種契約者(料金表第1表(料金)に規定するワイヤレスバックアップ機能を利用する者)に限ります。以下9において同じとします。)へ契約者カードを貸与します。この場合、貸与する契約者カードの数は、1の第6種契約又は1の第7種契約につき次のとおりとします。

[ア 第6種契約に係るものであってイ以外の場合](#)
貸与する契約者カードの数は、1とします。

V P N型	ア 第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー1(タイプ2のプラン2又はタイプ6に係るもの)に限ります。)に係る者、カテゴリー3(タイプ6又はタイプ7に係るもの)に限ります。)に係る者、カテゴリー8に係る者及びカテゴリー9に係る者を除きます。)
	イ (略) ウ (略)
U T M型	ア 第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー1(タイプ2又はタイプ6に係るもの)に限ります。)に係る者、カテゴリー2(タイプ2に係るもの)に限ります。)に係る者及びカテゴリー3(タイプ2、タイプ6又はタイプ7に係るもの)に限ります。)に係る者を除きます。)
	イ (略)
B Bルーター型	(略)
I P o Eルーター型	(略)

(3)～(17) (略)

5の2～8 (略)

9 契約者カードの貸与

(1) 当社は、第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー1又はカテゴリー3のタイプ6又はタイプ7に係る者)に限ります。以下9において同じとします。)又は第7種契約者(料金表第1表(料金)に規定するワイヤレスバックアップ機能を利用する者)に限ります。以下9において同じとします。)へ契約者カードを貸与します。この場合、貸与する契約者カードの数は、1の第6種契約又は1の第7種契約につき

[1とします。](#)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2021年6月1日時点
～2021年5月31日	2021年6月1日～	
<p><u>イ 第6種契約(カテゴリ3のタイプ5のコース4に係るものに限ります。)に係るもの場合</u> <u>貸与する契約者カードの数は、1以上とします。</u></p> <p><u>ウ 第7種契約に係るもの場合</u> <u>貸与する契約者カードの数は、1とします。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>10 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る移動無線装置の販売等 第6種オープンコンピュータ通信網サービス(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリ1又はカテゴリ3の<u>タイプ5</u>、タイプ6又はタイプ7に係るものであって、テレワークコース以外のものに限ります。)に係る移動無線装置の販売等については、当社のモバイルアクセスサービス契約約款別記10(モバイルアクセスサービスに係る移動無線装置の販売等)及び別記10の6(端末サポートサービスの提供)に準じます。</p> <p>10の2～10の2の2 (略)</p> <p>10の3 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金明細内訳の閲覧 (1) 当社は、第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定する<u>タイプ5</u>、タイプ6又はタイプ7に係る者に限ります。以下、10の3において同じとします。)から請求があったときは、当社のWebサイトにて、当社が指定する方法により、料金明細内訳の閲覧を可能とします。 (2)～(3) (略)</p> <p>11～14 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。) 第1 利用料金 1～3 (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>10 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る移動無線装置の販売等 第6種オープンコンピュータ通信網サービス(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリ1又はカテゴリ3のタイプ6又はタイプ7に係るものであって、テレワークコース以外のものに限ります。)に係る移動無線装置の販売等については、当社のモバイルアクセスサービス契約約款別記10(モバイルアクセスサービスに係る移動無線装置の販売等)及び別記10の6(端末サポートサービスの提供)に準じます。</p> <p>10の2～10の2の2 (略)</p> <p>10の3 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る料金明細内訳の閲覧 (1) 当社は、第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するタイプ6又はタイプ7に係る者に限ります。以下、10の3において同じとします。)から請求があったときは、当社のWebサイトにて、当社が指定する方法により、料金明細内訳の閲覧を可能とします。 (2)～(3) (略)</p> <p>11～14 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。) 第1 利用料金 1～3 (略)</p>	

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年6月1日時点

～2021年5月31日

2021年6月1日～

4 第6種契約に係るもの

4-1 適用

区 分	内 容												
(1) (略)	(略)												
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(ア) アクセス回線による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ2</td> <td>利用回線を使用して通信を行うことができるとともに、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>D S L回線を使用して通信を行うことができるとともに、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ4</td> <td>光アクセス回線(共通編別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する光アクセス回線に限ります。)を使用して通信を行うことができるとともに、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ5</td> <td>モバイルアクセスを使用して通信を行うことができるものであって、1の契約者識別符号ごとに1の契約を締結するもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ6</td> <td>モバイルアクセスを使用して通信を行うことができるものであって、1のモバイルアクセス回線番号ごとに1の契約を締結するもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ2	利用回線を使用して通信を行うことができるとともに、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの	タイプ3	D S L回線を使用して通信を行うことができるとともに、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの	タイプ4	光アクセス回線(共通編別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する光アクセス回線に限ります。)を使用して通信を行うことができるとともに、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの	タイプ5	モバイルアクセスを使用して通信を行うことができるものであって、1の契約者識別符号ごとに1の契約を締結するもの	タイプ6	モバイルアクセスを使用して通信を行うことができるものであって、1のモバイルアクセス回線番号ごとに1の契約を締結するもの
区 別	内 容												
タイプ2	利用回線を使用して通信を行うことができるとともに、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの												
タイプ3	D S L回線を使用して通信を行うことができるとともに、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの												
タイプ4	光アクセス回線(共通編別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する光アクセス回線に限ります。)を使用して通信を行うことができるとともに、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの												
タイプ5	モバイルアクセスを使用して通信を行うことができるものであって、1の契約者識別符号ごとに1の契約を締結するもの												
タイプ6	モバイルアクセスを使用して通信を行うことができるものであって、1のモバイルアクセス回線番号ごとに1の契約を締結するもの												

4 第6種契約に係るもの

4-1 適用

区 分	内 容										
(1) (略)	(略)										
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(ア) アクセス回線による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ2</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ4</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ6</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ2	(略)	タイプ3	(略)	タイプ4	(略)	タイプ6	(略)
区 別	内 容										
タイプ2	(略)										
タイプ3	(略)										
タイプ4	(略)										
タイプ6	(略)										

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2021年6月1日時点
～2021年5月31日		2021年6月1日～

タイプ7	モバイルアクセスを使用して通信を行うことができるものであって、1のモバイルアクセス回線番号ごとに1の契約を締結するものであり、タイプ6以外のもの (略)
------	---

(イ) アクセス回線の細目等による区別
A～B (略)

C タイプ5に係るもの

区 別	内 容
<u>コース3</u>	<u>株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸Xiサービスを利用して提供するものであって、1の契約者識別符号につき、1の契約者カードを貸与するもの</u>
<u>コース4</u>	<u>株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸Xiサービスを利用して提供するものであって、1の契約者識別符号につき、1以上の契約者カードを貸与するもの</u>

備考

- 1 カテゴリー1は、コース3に限り提供します。
- 2 第6種契約者(タイプ5に係る者に限ります。)は、アクセス回線の細目等による区別の変更を請求することはできません。
- 3 コース4には、次表のとおり無料パケット数による区別があります。

区 別	内 容
-----	-----

タイプ7	(略)
(略)	

(イ) アクセス回線の細目等による区別
A～B (略)

C 削除

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2021年6月1日時点
～2021年5月31日		2021年6月1日～

<u>定額プラン</u>	<u>1の料金月における課金対象</u> <u>パケットの数にかかわらず</u> <u>定額利用料のみを適用す</u> <u>るものであって、定額200k</u> <u>プラン以外のもの</u>
<u>従量プラン10</u>	<u>無料パケット数が245,760</u> <u>パケット(31,457,280バイ</u> <u>ト)のもの</u>
<u>従量プラン20</u>	<u>無料パケット数が491,520</u> <u>パケット(62,914,560バイ</u> <u>ト)のもの</u>
<u>従量プラン30</u>	<u>無料パケット数が737,280</u> <u>パケット(94,371,840バイ</u> <u>ト)のもの</u>
<u>備考</u>	
1 削除	
2 <u>1の第6種契約に係る無料パケット数</u> <u>による区別は、全ての契約者カードについ</u> <u>て同一とします。</u>	
3 <u>第6種契約者は、無料パケット数による</u> <u>区別の変更について、従量プラン10、従量</u> <u>プラン20又は従量プラン30のうち、いず</u> <u>れか1のプランから他のプランへの変更</u> <u>に限り、請求することができます。</u>	
4 <u>当社は、無料パケット数による区別の変</u> <u>更の請求があったときは、その変更の承諾</u> <u>日を含む料金月の翌料金月から適用しま</u> <u>す。</u>	
4 <u>コース1からコース4までには、次表のとおり</u> <u>付加機能の有無による区別があります。</u>	
<u>区 別</u>	<u>内 容</u>

I P通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】 2021年6月1日時点

～2021年5月31日

2021年6月1日～

SMS無プラン	SMS有プラン以外のもの
SMS有プラン	付加機能(簡易メール(SM S)機能とします。)が利用可能なもの
備考 第6種契約者は、SMS無プランとSMS有プランの相互の変更を請求することができません。	

[5 第6種契約者は、契約事業者とエリアメールの送信に関する契約を締結した者から送信された災害等の情報を、契約事業者が定める方法により、制御信号を利用して受信することができます。](#)

[6 前項に規定する災害等の情報は、共通編第24条\(利用停止\)及び第86条の2\(利用停止\)の規定にかかわらず、利用停止されている場合であっても受信することができます。](#)

D～E (略)

(ウ) (略)

(エ) I Pアドレス数による区別

IPv4に係るI Pアドレス

(略)

備考 I Pアドレス数による区別は、カテゴリ1、カテゴリ5又はカテゴリ7からカテゴリ9(カテゴリ7からカテゴリ9はI Pアドレスによる区別が固定タイプのものに限ります。)であって、アクセス回線による区別がタイプ2からタイプ5のものに限り適用します。この場合、アクセス回線による区別及びアクセス回線の細目等による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

D～E (略)

(ウ) (略)

(エ) I Pアドレス数による区別

IPv4に係るI Pアドレス

(略)

備考 I Pアドレス数による区別は、カテゴリ1、カテゴリ5又はカテゴリ7からカテゴリ9(カテゴリ7からカテゴリ9はI Pアドレスによる区別が固定タイプのものに限ります。)であって、アクセス回線による区別がタイプ2からタイプ4のものに限り適用します。この場合、アクセス回線による区別及びアクセス回線の細目等による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

I P通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】 2021年6月1日時点

～2021年5月31日

2021年6月1日～

区 別		提供するプラン
タイプ2		プラン1及びプラン2
タイプ3	コース1	プラン1からプラン3
	コース2の2	プラン1からプラン3
タイプ4	コースF	プラン1からプラン3
	コースM	プラン1及びプラン2
	コースB	プラン1からプラン5
	コースP1	プラン1からプラン3
	コースP10	プラン1からプラン5
	コースGF	プラン1からプラン3
	コースU	プラン1からプラン3
タイプ5	コース1	プラン1
	コース1の2	
	コース3	プラン1

(オ)～(カ) (略)
イ～ウ (略)

(3)～(6) (略)

(略)

区 別		提供するプラン
タイプ2		(略)
タイプ3	コース1	(略)
	コース2の2	(略)
タイプ4	コースF	(略)
	コースM	(略)
	コースB	(略)
	コースP1	(略)
	コースP10	(略)
	コースGF	(略)
	コースU	(略)

(オ)～(カ) (略)
イ～ウ (略)

(3)～(6) (略)

(略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2021年6月1日時点
～2021年5月31日		2021年6月1日～

<p>(7) モバイルアクセスの利用の場合の定額利用料の加算額の適用</p>	<p>ア <u>当社は、第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ5（従量プラン10、従量プラン20又は従量プラン30に係るものに限り、）について、モバイルアクセスの利用の場合の定額利用料の加算額を次のとおり適用します。</u></p> <p><u>(ア) 当社は、1の契約者カードに係るモバイルアクセスごとに、第6種契約者が1の料金月において通信を行った課金対象パケットの数がこの表の(2)欄に規定する無料パケット数を超える部分について、4-2-3に規定する加算額を適用します。</u></p> <p><u>ただし、契約者カードの利用を開始したとき又は契約者カードの利用を終了したときは、その料金月において、その契約者カードに係る加算額を適用しません。</u></p> <p><u>(イ) (ア)の場合において、当社は、1の第6種契約において複数の契約者カードを利用しているときは、その第6種契約における全ての契約者カードに係るモバイルアクセスについて、1の料金月における課金対象パケットの数及び無料パケット数をそれぞれ合計し、その課金対象パケットの数の合計が無料パケット数の合計を超える場合に限り、その超えた部分について加算額を適用します。この場合において、当社は、その料金月において利用を開始した契約者カード又は利用を終了した契約者カードに係る課金対象パケットの数及び無料パケット数を、それぞれの合計に含めないこととします。</u></p> <p>イ (略)</p>	<p>(7) モバイルアクセスの利用の場合の定額利用料の加算額の適用</p> <p>ア <u>削除</u></p> <p>イ (略)</p>
<p>(8)～(11) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(8)～(11) (略)</p>

4-2 料金額
4-2-1 定額利用料
(1) カテゴリー1のもの
ア～ウ (略)

4-2 料金額
4-2-1 定額利用料
(1) カテゴリー1のもの
ア～ウ (略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年6月1日時点

～2021年5月31日

2021年6月1日～

エ タイプ5のもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
<u>コース3のもの</u>	<u>SMS無プランの</u> <u>もの</u>	13,000円 (14,300円)
	<u>SMS有プランの</u> <u>もの</u>	13,100円 (14,410円)

オ (略)

(2) (略)

(3) カテゴリー3のもの

ア タイプ2からタイプ5のもの

(月額)

区 分		単 位	料金額
タイプ2 のもの		1の契約 ごとに	2,050円 (2,255円)
タイプ3 のもの	コース1のもの	1の契約 ごとに	2,050円 (2,255円)
	コース1の2のもの		2,650円 (2,915円)
タイプ4 のもの	コースFのもの	1の契約 ごとに	3,130円 (3,443円)
	コースMのもの		2,980円 (3,278円)
	コースP1のもの		7,300円 (8,030円)
	コースGFのもの		3,130円 (3,443円)

エ 削除

オ (略)

(2) (略)

(3) カテゴリー3のもの

ア タイプ2からタイプ4のもの

(月額)

区 分		単 位	料金額
タイプ2 のもの		(略)	(略)
タイプ3 のもの	コース1のもの	(略)	(略)
	コース1の2のもの		(略)
タイプ4 のもの	コースFのもの	(略)	(略)
	コースMのもの		(略)
	コースP1のもの		(略)
	コースGFのもの		(略)

I P通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】 2021年6月1日時点

～2021年5月31日

2021年6月1日～

タイプ5 のもの	コース2 のもの	定額プラン のもの	S M S 無 プランの もの	1の契約 者カード ごとに	4,743円 (5,217.3円)
			S M S 有 プランの もの	1の契約 者カード ごとに	4,843円 (5,327.3円)
		従量プラン 10のもの の	S M S 無 プランの もの	1の契約 者カード ごとに	500円 (550円)
			S M S 有 プランの もの	1の契約 者カード ごとに	600円 (660円)
		従量プラン 20のもの の	S M S 無 プランの もの	1の契約 者カード ごとに	900円 (990円)
			S M S 有 プランの もの	1の契約 者カード ごとに	1,000円 (1,100円)
	従量プラン 30のもの の	S M S 無 プランの もの	1の契約 者カード ごとに	1,200円 (1,320円)	
		S M S 有 プランの もの	1の契約 者カード ごとに	1,300円 (1,430円)	
	コース3 のもの	S M S 無 プランの もの	1の契約 ごとに	5,500円 (6,050円)	
		S M S 有 プランの もの	1の契約 ごとに	5,600円 (6,160円)	

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年6月1日時点

～2021年5月31日

2021年6月1日～

コース4 のもの	定額プランのもの	S M S 無 プランの もの	1の契約 者カード ごとに	5,500円 (6,050円)
		S M S 有 プランの もの	1の契約 者カード ごとに	5,600円 (6,160円)
	従量プラン10のもの	S M S 無 プランの もの	1の契約 者カード ごとに	500円 (550円)
		S M S 有 プランの もの	1の契約 者カード ごとに	600円 (660円)
	従量プラン20のもの	S M S 無 プランの もの	1の契約 者カード ごとに	900円 (990円)
		S M S 有 プランの もの	1の契約 者カード ごとに	1,000円 (1,100円)
	従量プラン30のもの	S M S 無 プランの もの	1の契約 者カード ごとに	1,200円 (1,320円)
		S M S 有 プランの もの	1の契約 者カード ごとに	1,300円 (1,430円)

イ (略)

ウ (略)

(4)～(8) (略)

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

(1) パターンA

1契約ごとに月額

イ (略)

ウ (略)

(4)～(8) (略)

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

(1) パターンA

1契約ごとに月額

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年6月1日時点

～2021年5月31日

2021年6月1日～

(略)

備考

- 1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリー1 (タイプ2、タイプ3のコース1若しくはコース1の2、タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGF又はタイプ5であって、プラン1に限ります。)、カテゴリー2、カテゴリー3 (タイプ5のコース4、タイプ6及びタイプ7を除きます。)、カテゴリー5 (タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリー6、カテゴリー7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイプ又は動的ライトタイプに限ります。)、カテゴリー8 (タイプ4のコースUであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。)又はカテゴリー9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。)に係る第6種契約者に限り提供します。
- 2 (略)
- 3 当社は、第6種契約者から請求があったときは、当社が指定する方法で、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。
- 4～8 (略)

(2) (略)

4-2-3 特定ダイヤルアップ回線及びモバイルアクセスの利用の場合の定額利用料の加算額

区 分	単 位	料 金 額
特定ダイヤルアップ回線の利用	(略)	(略)
モバイルアクセス (タイプ5に限ります。)の利用	1の課金対象パケット (128バイト) ごとに	0.01円 (0.011円)
モバイルアクセス (タイプ6に限ります。)の利用	(略)	(略)

(略)

備考

- 1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリー1 (タイプ2、タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリー2、カテゴリー3 (タイプ6及びタイプ7を除きます。)、カテゴリー5 (タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10若しくはコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリー6、カテゴリー7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイプ又は動的ライトタイプに限ります。)、カテゴリー8 (タイプ4のコースUであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。)又はカテゴリー9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。)に係る第6種契約者に限り提供します。
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4～8 (略)

(2) (略)

4-2-3 特定ダイヤルアップ回線及びモバイルアクセスの利用の場合の定額利用料の加算額

区 分	単 位	料 金 額
特定ダイヤルアップ回線の利用	(略)	(略)
モバイルアクセス (タイプ6に限ります。)の利用	(略)	(略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年6月1日時点

～2021年5月31日

2021年6月1日～

4-2-4 (略)

4-2-5 付加機能利用料

【削除】

(略)

【DNS機能】

(略)

【セキュリティ機能】

(略)

備考	1 (略)
	2 Webセキュリティタイプは、 タイプ5の各コース 、並びにタイプ6のゼロコース、スタンバイコース及びテレワークコース並びにタイプ7のゼロコース及びスタンバイコースには提供しません。
	3～11 (略)

【国際ローミング機能】

(略)

【簡易メール(SMS)機能】

(略)

備考	1 当社は、第6種契約者(カテゴリ1 タイプ5若しくはタイプ6 又はカテゴリ3 タイプ5若しくはタイプ6 に係る者に限り、この機能を提供します。
	2～7 (略)
	(注) (略)

【基本容量追加機能】

(略)

4-2-4 (略)

4-2-5 付加機能利用料

【削除】

(略)

【DNS機能】

(略)

【セキュリティ機能】

(略)

備考	1 (略)
	2 Webセキュリティタイプは、タイプ6のゼロコース、スタンバイコース及びテレワークコース並びにタイプ7のゼロコース及びスタンバイコースには提供しません。
	3～11 (略)

【国際ローミング機能】

(略)

【簡易メール(SMS)機能】

(略)

備考	1 当社は、第6種契約者(カテゴリ1タイプ6又はカテゴリ3タイプ6に係る者に限り、この機能を提供します。
	2～7 (略)
	(注) (略)

【基本容量追加機能】

(略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年6月1日時点

～2021年5月31日

2021年6月1日～

【拠点間通信機能】

(略)

4-2-6 (略)

5～6 (略)

第2～第3 (略)

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容
(1)～(10)	(略)
(11) 工事費の 適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、 工事費の支払いを要しません。 ア 第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー 2及びカテゴリー3（ タイプ5 、タイプ6及びタイプ7の ものを除きます。）のものに限ります。）又はカテゴリー8（固 定タイプのものを除きます。）に関する工事 イ～ク (略)
(12)～(14) (略)	(略)

2 工事費の額

2-1 オープンコンピュータ通信網サービス（第7種オープンコンピュータ通信網
サービスのカテゴリーV P N及びカテゴリーv U T Mに係るものを除きます。）
に係る工事費の額

【拠点間通信機能】

(略)

4-2-6 (略)

5～6 (略)

第2～第3 (略)

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容
(1)～(10)	(略)
(11) 工事費の 適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、 工事費の支払いを要しません。 ア 第6種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー 2及びカテゴリー3（タイプ6及びタイプ7のものを除きま す。）のものに限ります。）又はカテゴリー8（固定タイプ のものを除きます。）に関する工事 イ～ク (略)
(12)～(14) (略)	(略)

2 工事費の額

2-1 オープンコンピュータ通信網サービス（第7種オープンコンピュータ通信網
サービスのカテゴリーV P N及びカテゴリーv U T Mに係るものを除きます。）
に係る工事費の額

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年6月1日時点

～2021年5月31日

2021年6月1日～

オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、利用者識別共通符号の変更等、回線終端装置の種類の変更等、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更若しくは利用内容の変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更、端末設備の設置若しくは移転、回線調整、契約者カードの利用の開始、交換若しくは再発行又はその他の契約内容の変更に関する工事

オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の設置若しくは移転、利用者識別共通符号の変更等、回線終端装置の種類の変更等、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更若しくは利用内容の変更、付加機能の利用の開始、付加機能の利用内容の変更、端末設備の設置若しくは移転、回線調整、契約者カードの利用の開始、交換若しくは再発行又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) ネットワーク工事費		
ア イ以外に関する工事の場合 (ア)～(イ) (略)		
(ウ) <u>第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリ1のタイプ5に係るものに限ります。)</u> に関する工事の場合		
<u>利用の開始に関する工事の場合</u>	<u>1の契約ごと</u> <u>に</u>	<u>6,000円</u> <u>(6,600円)</u>
<u>契約者カードの交換又は再発行に関する工事の場合</u>	<u>1の契約者カ</u> <u>ードの交換又</u> <u>は再発行ごと</u> <u>に</u>	<u>2,000円</u> <u>(2,200円)</u>
<u>カテゴリ3への変更に関する工事の場合</u>	<u>1の契約ごと</u> <u>に</u>	<u>2,000円</u> <u>(2,200円)</u>
<u>上記以外に関する工事の場合</u>	<u>1の契約ごと</u> <u>に</u>	<u>4,000円</u> <u>(4,400円)</u>
(エ) <u>第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリ3のタイプ5に係るものに限ります。)</u> に関する工事の場合		
<u>下記以外に関する工事の場合</u>	<u>利用の開始に関する工</u> <u>事の場合</u>	<u>3,000円</u> <u>(3,300円)</u>

区 分	単 位	工事費の額
(1) ネットワーク工事費		
ア イ以外に関する工事の場合 (ア)～(イ) (略)		
(ウ) <u>削除</u>		
(エ) <u>削除</u>		

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2021年6月1日時点

~2021年5月31日 2021年6月1日~

<p>合</p>	<p>契約者カードの交換又は再発行に関する工事の場合</p>	<p>1の契約者カードの交換又は再発行ごとに</p>	<p>2,000円 (2,200円)</p>	<p>(オ)~(カ) (略) イ (略)</p>
	<p>カテゴリ1への変更に関する工事の場合</p>	<p>1の契約ごとに</p>	<p>4,000円 (4,400円)</p>	
<p>コース2又はコース4に関する工事の場合</p>	<p>利用の開始又は契約者カードの利用の開始に関する工事の場合</p>	<p>1の契約者カードごとに</p>	<p>3,000円 (3,300円)</p>	
<p>合</p>	<p>契約者カードの交換又は再発行に関する工事の場合</p>	<p>1の契約者カードの交換又は再発行ごとに</p>	<p>2,000円 (2,200円)</p>	
<p>(オ)~(カ) (略) イ (略)</p>				

第3表 (略)

料金表別表1 削除
料金表別表2 削除

第3表 (略)

料金表別表1 削除
料金表別表2 削除